令和4年度第３回 鳴門市児童福祉審議会 会議概要

日　時 令和4年 11 月 21 日(木) 午前10時00分～12 時00分
場　所 鳴門市共済会館３階 大会議室
出席者 委員10 名、オブザーバー2 名、関係課･事務局職員14名
欠席者 委員７名
傍聴者 2名（うち記者1名）

概 要

1 開会
2 会長あいさつ

3 議事

(1)「(仮称)鳴門市子ども条例」素案について

（委員）
今回の条例案についてほぼ仕上がっているという感じを受けている。地域全体で施策に取り組むという強い心構えがあらわれている条例であると感じている。その中で気になる点が 2 点ある。1 点目が第 12 条の文言の中で「地域住民」と記載しているが「等」が抜けているのではないかと思う。2 点目が情報の取り扱いについて「市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者等が互いに情報を共有し協力しながら」(第 4 条、第 2 項)「子どもの成長に関して、子どもと保護者へ向けた情報及び知識の共有」(第 6 条、第 2 項) となっているがこれらの情報の取り扱いについてどこまで地域住民等と情報を共有していくのか、第 4 条、6 条と第 16 条との整合性や個人所法保護法との関係もあり、どういった場で管理していくのかなど、何らかの方法で情報を管理する必要があると感じた。

（鳴門市）
12 条はおっしゃるとおりで修正します。情報の管理についてはどのような形で条例に反映するかという点も踏まえ、検討していきたい。

（委員）
逐条解説 2 ページの前文 2 段落目で「この条例では、問題に直面している子どもがそれを伝えられる環境をつくり」となっているが前文の最初に子どもの話が出てくる時に「問題に直面している子ども」から始まっているので、できれば、「すべての子どもは」という話をしてから「問題に直面している子ども」について記載して、問題に直面している子どものための条例という誤解を受けないようにしたい。
次に、子どもの定義（第 2 条、第 1 項）で成人年齢が 18 歳ということもあり 18 歳と定義していると思うが厳しいと思った。例えば、ヤングケアラーの問題や児童養護施設で社会的養護を受け

る子どもたちの場合であれば、18 歳ではなく 23 歳や 25 歳から成人すると法律の中でも少し延長して記載している文言もある。そこで、条例本文の修正は難しいと思うが、逐条解説で柔軟に対応できないかと思うので検討してもらいたい。
合わせて、大人の定義（第 2 条、第 6 号、逐条解説 4 ページ）で「高校 3 年生相当の年齢より」と記載しているが高校という文言は使わずに何か上手な書き方はできないか。
次に、「市は、家庭環境や経済的要因により、適切に養育されていない子ども」（第 11 条、第 1 項）について「適切に養育されていない」が直接「子ども」にかかっている。例えば、「適切な養育環境が保障されていない子ども」という表現にするなど、子どもに直接かからない表現にしてもらいたい。また、「家庭が子どもにとって適切ではない養育環境となってしまうことが考えられており」（第 11 条、第 1 項　、逐条解説 11 ページ）となっているが家庭にとって苦しい文言と思うので「家庭において子どもの最善の利益が保障されない養育環境となってしまうことが考えられており」というようなマイルドな表現にしてもらえたらと思う。
また、第 2 項のヤングケアラーの定義で「ヤングケアラーの法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事の世話などを日常的に行っている子ども」（逐条解説 11 ページ）と記載しているが最近では「一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などにより子ども自身がやりたいことができないなど子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」というような定義に変わりつつあるので文言について検討してもらえたらと思う。
次に、「子どもが相談できる体制の強化に努めることを定めています。「有機的な連携」とは、それぞれが個性や特徴を生かし」（第 16 条、第 1 項、逐条解説 14 ページ）と記載しているが「それぞれの機関が」ということなのか。ここには「機関」が入っている方がいいと思った。

（鳴門市）
指摘があった点で修正については検討したいと思う。子どもの年齢の定義については、色んな要素で年齢が上がるという意見もあるものの、今回の条例については今の第 2 条第 1 項の定義にさせてもらいたいと思う。今後、年数が経過し、当然修正が必要になってくることもあるかと思うので子ども子育て支援事業計画も含めた中で現状とそぐわない場合には条例の改正をしていく形になるかと思う。

（委員）
条例は変える必要はないし、今後も日本の条例や法令の中で 18 歳成人が変わることはないと思う。しかし、逐条解説についてはある程度市町村に自由度があると思うので柔軟に対応できる文言にできないかと思う。現状だと 18 歳となったらもう大人であることを自覚しなさいと突き詰められているとか、守られるのは 18 歳までと感じるので柔軟な書きぶりが解説の中で記載できたらいいと思う。

（鳴門市）
この条例は概念的な部分もあると思うので、年齢の部分を個別に掘り下げていった場合に中身自

体がぶれていく印象がある。18 歳より上の年齢に対しての課題はあることについて認識はしているが差し当たっては 18 歳まで到達する人を重点的にケアしていきたいという思いで子ども条例を制定するということが始まったのでまずはそこから進めていきたい。

（委員）
私は、子どもというものは地域で育てるものであると常々思っている。色んな形で成長の過程を支えるのは地域社会の役割であると思うので地域の色んな行事に自らもって子どもたちが参加することが大事であると思う。また、祭事に参加して色んなことを手伝ってもらわないと将来、祭事のことを知らない子どもが多くなると思う。少子高齢化で最近子ども会の数が減っており、寂しい限り。子ども会はいろいろな事業に参加していただく窓口になるが、それが無い。
子どもが健康に育ってくれることは大事であるが将来的なことを考えて地域の事業に多く参加してくれることを願っている。

（委員）
今、おっしゃられたことは幼稚園、保育園の教育の根幹で内閣府からも指導を受けている。遊びの中で子どもを育てる、その中で概念を育てていくということはとても難しい。主体的に子どもを指導していくことも難しいがそういうふうに育てていきたいと思っている。
条例について 2 点気になった。
1 点目が保育現場で働いている立場として、自分たちの手からこぼれ落ちてしまう家庭や子どもは非常に多い。手を差し伸べられることができる子どもたちはそんなに多くない気がする。誰の目にもかかわらない人達をどうやって助けたらいいのだろうかと真剣に悩んでもなかなかたどりつかない。ただ、一人でも二人でもいいので手を差し伸べることができれば良いというのが、保育園としてのスタンス。
2 点目が「大学等との連携」（第 17 条、逐条解説 15 ページ）の最後のところで「鳴門町の保育施設」と記載しているが「町」というのは外してもらいたい。鳴門市内の保育園、認定こども園の皆さんが鳴門教育大学の方々、それから他の大学の方々の協力を得て一生懸命頑張っているので検討してもらいたい。

（鳴門市）
平成 25 年より学園都市化構想が始まり、鳴門町から始まっている事実があり、鳴門市の学園都市化について「鳴門町」で実施して、今後鳴門市全域でやっていくというところを含んでいたが、引っかかる方もいるということもあるので修正したいと思う。

（委員）
私も、18 歳が済んで 19 になったら急に大人かと言ったら、それは無理だと思う。子どもの定義（第 2 条、第 1 項）の逐条解説で 19 歳となったとしても子どもから大人に移行する幅があるという説明があったらいいと思う。困ったら、その幅の間は相談して良いと逐条解説でその説明があれば、親の立場としても子どもを送り出す立場として心強い感じを受ける。

地域の関わりだが、昔は児童クラブでも外で地域の人たちと話をする機会があったが、今は小学校の中にいる。また、子どもが地域と関わるきっかけ作りは我々大人がしなければならないと思うし、地域の人との繋がりが薄くなってきていると思う。これは大人側が反省しなければならないこと。子どもには地域の方々と話しをして興味津々に何でもやりたいので、そのような機会は大人次第で作れるものであるし作っていかなければならないと思う。
保育園や幼稚園ではお迎えの時に保護者が先生と話す機会があるが、小学校の先生と保護者がお話しする時は何か問題が起こった時しかない。おうちの方と学校を繋げられるように、保護者同士がうまくいくように、私たちは迎えに来た保護者と毎日阿波弁で子どもの話をしている。
また、前回の審議会の際に具体的な支援や方法を記載したら、条例としての幅が狭くなるとの説明があったが、困った親や保護者に「こんな方法がある」と具体的にかつ口頭で伝えることができたらいいなと思う。

（鳴門市）
この条例案でも市が色んな関係者を繋いでいく役割や相談窓口をどうやって周知していくのかということを書いている。それをもとに具体的な施策に落とし込んでいくのが今後の課題であると考えている。

（鳴門市）
子どもの定義（第 2 条、第 1 項）の部分で 18 歳までで切れてしまって心配な部分もあるとの意見があったがこの場では難しいところもあるので、預けていただいて、どういうふうにできるかを検討させてほしい。

（委員）
第 10 条に「特別な支援が必要な子どもへの支援」とあるが、色々な子どもがいるが、支援が必要な子どもの大体の把握はできているのか。地域全体が支援の必要な子どもについて把握できていないと思う。公に知らせるのはいかがなものかと思うが、「こういう子どもがいる」ということを把握することは大事であると思う。

（鳴門市）
鳴門市では色んな人や団体の協力を得ながら、色んなタイミングで検診や訪問を行っている。そういったところで把握はしている状況である。ただ、相談に来る人は把握しやすいが誰とも関わりを持たない方に対してどのようにアプローチしていくかについては課題となっているので今後、検討していきたい。

（委員）
民生委員として子育て世代の家の訪問を行っているが家に行っても扉を開けてくれないことや「何で子どもが産まれたことを知ってるの？」と言われることもある。河川敷の草刈りをしていても、声をかけてくる子どもはいない。中学生に声掛けをしているが、返事が戻ってくる子もい

るが黙っていく子もいる。障がい者の家庭に行くと、「うちに来てくれるな」という人もいる。地域の見守り活動をしているが、高齢者の方々の訪問についてはほとんどの方が話に応じてくれる。赤ちゃんがいるところ、特にマンションはなかなか扉を開けない。やはり「高齢者福祉」についてはある程度情報発信ができているように思うが「子どもに対しての福祉の情報」が保護者に十分に入っているのかどうかということをいつも思っている。訪問を行ったあとの活動をすることが大事であるといつも思っている。

（委員）
2 歳から 3 歳の間で発達に何らかの心配がある保護者の方の相談をよく受ける。2 歳から 3 歳になるまでの相談窓口として親子はぐくみ教室が新たに設置されているが 3 歳になってから 3 歳半までの間は「3 歳半検診まで待って」と言われている方が多いと思う。この 6 か月間について保護者は「どこに相談に行ったらいいの」とよく言われるのでどこかで話を聞いてもらえるようにしてもらえたらと思う。

（鳴門市）
鳴門市ではいち早く鳴門市版ネウボラという子育て世代包括支援センターを開設しており、そこでは年齢的な区切りをしていない。受け身状態にはなるがセンターでの相談では保健師がおり、訪問なども行っているので切れ目のない部分の支援についてはできていると思う。

（鳴門市）
集団検診的に行う発達検診は 1 歳 6 か月と 3 歳 6 か月の検診。しかし、保育園での関わり方や子育て世代包括支援センターでの相談をきっかけに自身の子どもについて心配をしている保護者はたくさんいる。その場合、親子はぐくみ教室で作業療法士などの専門家と子どもが一緒に遊び、その中で子どもの特徴を見つけ、保護者に対して「子どもとこのように接していきましょう。」などのアドバイスを行う教室も運営しているので利用して欲しい。

（委員）
この条例について主任児童委員として非常に責任を感じている。先程の話にもあったが、支援が要する子どもなども把握して地域に反映していかなければいけないと感じている。
また、子どもの参加のところで鳴門市では子ども会の組織がほとんどない。20 年程前は鳴門市子ども会連合会がありキャンプなどを各小学校単位で行っていたが現在ではほぼ無くなっている。高校生くらいのリーダーを作ってその子たちがプログラムを作ったりいろんな形で参加していた。子どもの参加はそのようなところから、色んな意見が出て始まるものではないかと最近よく感じている。以前、子ども議会を開催したというニュースを見たが、子ども条例が完成した際には子ども議会のような形で子どもに議論してもらうことで広報活動にも繋がると思うのでできたらいいと感じている。
次に、第 2 条の第 1 項から第 6 項の定義の表記の仕方について例えば、「大人　子ども以外の者をいいます。」（第 2 条、第 6 項）のように 1 文字空けているが、ぱっと見てどういうことか分か

らない方もいると思うので表記の仕方について検討してもらいたい。

（鳴門市）
第２条の表記の仕方であるが条例の表記はこう書きなさいと決まっている部分もあるがもっと分かりやすく表記ができないか市の法務担当と相談しながら検討していきたいと思う。

（委員）
鳴門市のすべての子どもがいつも笑顔でいられるように、守られるように条例が作られているということをすごくうれしく思っている。
なるとまるごと子育て応援パッケージのパンフレットについてはすごく分かりやすく出来ているので保護者の方などに説明する時も説明がしやすい内容となっている。このパンフレットが出来上がった時に会った保護者については説明できたが継続的に説明できているかと言えばできていない。保護者の中でも興味があってパンフレットや広報誌、ＬＩＮＥなどのＳＮＳを通じてたくさんの情報を知っている方もいれば興味が無い方もいる。すべての方に色んな情報を周知したり、浸透させたり、知ってもらうことの難しさをすごく感じている。
また、子育てガイドブック 24 ページにある鳴門市内の子育て支援拠点事業で色んな所を利用している方がいる反面、勇気を出して１度来て下さったけど、そのあと利用が無い方もいる。多分、そういう方のほうが、少し悩みはあるけど他の人にＳＯＳが出せない状態の方がいると思う。そのような人達を支援できるようにするための子ども条例と思う。１回だけの利用でその後どうなったかの確認ができたり、市のそれぞれの担当課や他の関係機関と連携できたりしていけたら条例に繋がっていくと思う。
次に、子ども条例ができたら、子どもに合わせた内容で発信したり、出前講座をする予定と聞いたが、できれば家族が一緒に同じ時間、同じ場所で聞いたり学べるような機会があれば子どもは家族のみんなに愛されて、大切に育てられているということが伝わるのではないかと思う。

（鳴門市）
情報発信について鳴門市でも色んなツールを使ってやってはいるがなかなか必要な人に届いていない。情報が色んなところから流れてくるので、必要な情報を見つけるのさえ難しい状況にあると思う。今年は色んなキャンペーンを実施し情報発信したが、それが課題として出てきている。その中で鳴門市もＬＩＮＥを通じてダイレクトに情報を届けることができるツールがあるので、登録をしてもらえるような魅力のある内容も含めて、地道に登録者数を増やしていきたい。これを見れば子育てに関して必要な情報が全て網羅されているという形にしていけるようこれから頑張っていきたいと思う。
また家族での参加については、各団体でイベントの開催などいろんな形をやっていただいているので、引き続きご協力いただけたらと思う。また、市だけでは考えが狭くなってしまうので、「こうした方が効果的ではないか。」という意見があればアドバイスをもらいたいと思う。

（オブザーバー）

俯瞰的に大きな視点で見ており、すべて網羅していていい条例案だと思った。福祉関係の教授の同僚にこの条例案を見てもらったが「いい条例案である」との意見もあった。意外な点で褒められたのが「子どもの居場所の確保」（第 14 条、逐条解説 13 ページ）が入っていること。これからの様々な支援活動、子どもの居場所の拠点について考えた場合、もしかしてネット上で拠点が発足するとか、色々な意味で先々のことを考えた場合、行政が柔軟な支援ができるポイントは「子どもの居場所の確保」に記載している 2 行があることで子どもの居場所が拡大しても支援が可能になるのではないか。
次に第 19 条、第 2 項、逐条解説 17 ページに「適宜確認」と記載しているがこの計画が改正することもあろうかと思うので適宜確認していくことは当たり前であるが重要であると思う。委員方々からそれぞれの立場で「できたらいい。」「あったらいい。」という意見が出て、その確認の場面でどう反映していくのかということが重要であると思うのでどれくらいのペース（期間）で確認や改正を行っていくのかということが気になった。

（鳴門市）
子どもの居場所について、鳴門市は徳島県で初めて補助金を創設して子ども食堂のような居場所作りをしてくれる方々を応援していくという取り組みを行った。この取り組みが徳島県でも実施するようになり波及している状況。今後もこのような取り組みを続けていき、広げていくという意味で第 14 条を書いた。
次に、第 19 条（計画の推進）についてはこの条例は児童福祉審議会で審議しており、審議会は毎年 2 回程度開催している。その中で現在の鳴門市の施策の進捗状況や数値について説明しているが、その際に条例の部分と関連している部分をどうやっていくかについてアドバイスをもらいながら条例改正が必要な状況となれば随時検討していきたいと考えている。

（オブザーバー）
鳴門市の子どものまちづくり推進協議会に参加している団体は 67 団体あり、すごい数だな、といつもありがたく思っている。子どものために尽くし、色々な役割を果たしてくれている団体の人々を繋いでいくということがすごく大事であると思う。先程も第 14 条のところで子どもたちの活動のところで指摘があったが、この活動をどういう風に充実していけるのかということが大事になってくると思う。
第 14 条では市が行うべきこととして記載しているので、「市は」ということから始まって市が何をするということを記載しているが、例えば、12 条や 13 条や 15 条では「事業者等と連携し」が条文に入っている。14 条の「子どもの居場所の確保」に関しても言葉の結びに「確保及び充実に努める」となっているので、子育て支援してくれる団体やグループと連携し、そうした団体間の連携についても鳴門市が強化していき、新しい子どもたちの居場所を創成していってもらえたらありがたいと思う。

（鳴門市）
今取り組みしている現状のほか、支援してくれている団体の横の連携の充実も図っていきたいと

考えており、今後そこを反映していく部分も含めて逐条解説に盛り込んでいきたいと思う。

（会長）
意見についてまとめるがまず、条例の部分で第 2 条の表記の仕方について表記の工夫や分かりやすく示すという意見があった。次に、第 11 条の部分で「適切に養育されていない」という表現を改めた方がいいのではないかという意見があった。第 12 条の「地域住民」のところに「等」を入れるべきではないかという意見があった。次に、第 16 条の個人情報に関して第 4 条第 2 項と第 6 条第 2 項との整合性を検討するべきではないかという意見があった。
次に、逐条解説の部分で 2 ページでは、「あるべき姿」のところがいきなり「問題に直面している」と記載しているので「すべての子ども」と表記したらどうかという意見があった。次に、逐条解説 3 ページ、4 ページの「大人」の定義の表記上の問題について逐条解説でもう少し幅広くできないか検討してもらいたいとの意見があった。次に、逐条解説 11 ページでは「適切に養育されていない子ども」に関連する表現の仕方やヤングケアラーの定義についての意見があった。次に、逐条解説 13 ページでは「子どもの居場所」に関する補足説明について意見があった。次に 14 ページでは、「それぞれの関係機関」と追記した方がいいのではないかという意見があった。次に 15 ページでは「鳴門町」と記載している箇所を削除してもらいたいとの意見があった。
また、子ども条例ができた後に具体的にどのように運用していったらいいのかの表現について議論があったと思う。子どもがのびのび生きる手段であるとか、子どもが参加する子ども会や行事であるとか、子どもの居場所というものも鳴門市が色んな団体と連携しながら、繋がり合うというところ。また、この条例については大人の頭で今考えているので、子どもたちにとって意味のある条例となることが必要であると感じている。

（会長）
たくさん議論をいただき、ありがとうございます。ここで一旦区切らせていただきますが、事務局より何かありますか。

（事務局）
１２月の中頃から１月の中頃にかけてパブリックコメントを実施し、広く市民等の方から意見を頂く手続きに入る予定です。今回の審議会の意見を踏まえて、条例と逐条解説の案の修正などは事務局が纏めていきますが、もう一度審議会を開催するのは日程等の関係で難しいかと思うので、パブリックコメントで公表する素案の決定については、会長にご一任いただけたらと考えており、審議会にお諮りします。

（会長）
ただ今事務局より、パブリックコメントにおいて公表する条例案及び逐条解説の案の決定を会長に一任する旨の提案をいただきました。皆様、この提案をご了承いただけますか。

【異議なしの声】

（会長）
ありがとうございます。ご意見無いようですので、パブリックコメントにおいて公表する条例案及び逐条解説の案の決定につきましては、私にご一任いただけたものといたします。
それでは本日予定している議事は以上となります。これをもちまして令和４年度第３回児童福祉審議会を閉会します。長らくのご審議お疲れ様でした。

（2）その他
今後のスケジュール等について事務局から説明。

４ 閉会